

基礎控除・給与所得控除の見直し

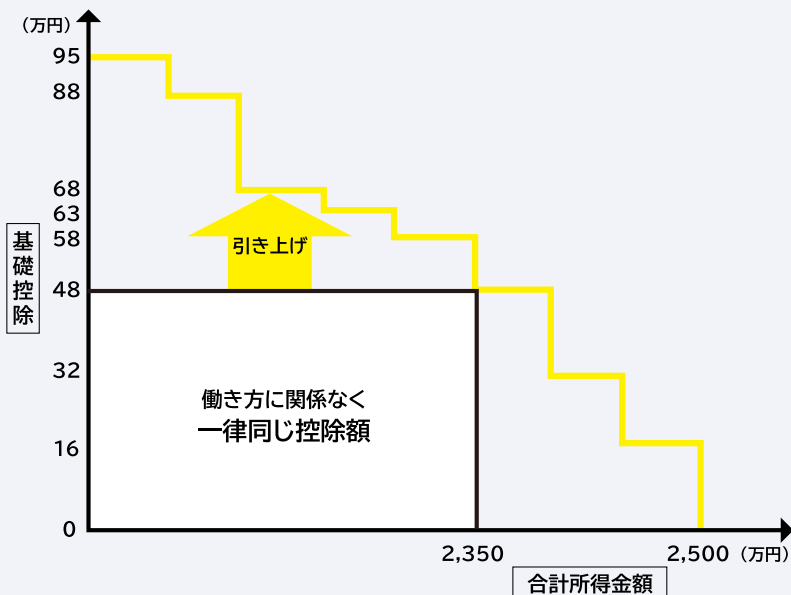


基礎控除及び給与所得控除の見直しが行われ、いわゆる103万円の壁は160万円まで引き上げられました。(①②)
また物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえ、中所得者層を含めて税負担を軽減する観点から、2年間の時限的措置として
所得税の基礎控除の特例が創設されました。(③)

— 解説 —

- ① 合計所得金額が132万円以下である個人の所得税の基礎控除の額が、現行の48万円から95万円に引き上げられました。
- ② 給与所得控除について、最低保障額が現行の55万円から65万円に10万円引き上げられました。
- ③ 合計所得金額が132万円超2,350万円以下の個人については、以下の表のとおり655万円以下の個人につき2年間の時限措置として「基礎控除の特例」が適用され、その後、一律58万円となります。

【基礎控除の見直しイメージ】



【基礎控除の見直し】

合計所得金額	基礎控除	
	令和7年・8年	令和9年以降
132万円以下	95万円	95万円
132万円を超え 336万円以下	88万円	58万円
336万円を超え 489万円以下	68万円	
489万円を超え 655万円以下	63万円	
655万円を超え 2,350万円以下	58万円	
2,350万円を超え 2,400万円以下	48万円	48万円
2,400万円を超え 2,450万円以下	32万円	32万円
2,450万円を超え 2,500万円以下	16万円	16万円

【給与所得控除の最低保障額の見直し】②

改正（前）	改正（後）
最低保障額 55万円	最低保障額 65万円



同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を、現行の48万円以下から58万円以下へ引き上げます。
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を、現行の48万円以下から58万円以下へ引き上げます。
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を、現行の55万円から65万円に引き上げます。
地方税である個人住民税の給与所得控除の最低保障額については、現行の55万円から65万円へ引き上げますが、基礎控除は据え置きます。

適用時期

所得税については令和7年分以後適用されます。個人住民税については令和8年度分以後適用されます。